平成２９年（フ）第５２８号
大阪府河内長野市向野町769番地　10―101号
破産者　新熊　順子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２８号
神戸市東灘区甲南町３丁目３番27―406号、開始決定時の住所神戸市東灘区魚崎北町１丁目11番11号　メゾネット魚崎　Ａ号
破産者　竹中　仁久
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４１号
神戸市垂水区東垂水２丁目20番２号
破産者　市川　翔太
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７８号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目３番18号　絹敏マンション303
破産者　中迎　大樹
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２４号
和歌山県橋本市紀見ケ丘２丁目５番２号
破産者　長尾りつ子（旧姓大屋）
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１号
和歌山県橋本市胡麻生459番地の１　鈴木ハイツ103、前住所和歌山県橋本市橋本２丁目２番７号
破産者　小林　清子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３号
和歌山市大谷46番地３　楠見団地８号棟３Ｆ93号室
破産者　ｉＬ　ｐａｓｓｏ（イルパッソ）こと　堀尾　貴弘
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８２号
北九州市八幡西区市瀬３丁目１番17号
破産者　佐藤　征志
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１８８号
福岡県北九州市八幡西区市瀬３丁目１番17号
破産者　佐藤真由美
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５６号
福岡県中間市岩瀬４丁目３番25号
破産者　森下　孝則
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３４号
鹿児島県鹿屋市古江町7598番地16
破産者　松井　勝子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
沖縄県那覇市金城２丁目２番地10　メゾンリーセス204
破産者　屋嘉比桂司
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１０号
秋田市河辺赤平字小曽根81番地１
破産者　田口　　奨
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７号
福島県喜多方市豊川町米室字中川3569番地12、前住所福島県喜多方市字瀬戸3211番地１
破産者　荒関　房子（旧姓福島）
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
茨城県稲敷郡河内町生板5427番地２
破産者　大野　勝已
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
岐阜県羽島市桑原町小薮921番地
破産者　奥田　健一
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２４号
岐阜市西改田先道45番地　（サンビューラ仙道　Ａ―102号室）
破産者　ＰＣプランナーマウスこと　永津　貴志
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６号
岐阜市六条南３丁目５番14―102号　（ジェントリー）
破産者　大坪　伸郎
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５２号
静岡県伊豆の国市北江間392番地の２、前住所静岡県伊豆の国市原木448番地の１　ライフシティネオ　101号
破産者　土橋　晶剛
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係